

川越市地球温暖化対策条例施行規則（改正案）

平成二十年九月三十日

規則第四十五号

第一条～第十条 略

（報告及び資料の提出）

第十一条 略

2 条例第十九条第二項の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 略

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者

3 略

4 略

中略

附 則（平成二十九年 月 日規則第 号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。